

連結決算の状況

●事業の概況

当行は、連結子会社7社及び持分法適用子会社5社による連結決算を行い、その業績は以下のとおりとなりました。

預金は、期中191億円増加し5兆2,571億円、貸出金は、期中425億円減少し3兆5,784億円、有価証券は、期中1,017億円増加し2兆562億円となりました。

また、総資産は5兆9,600億円、純資産は、3,573億円となりました。

経常収益は、資金運用収益が増加したものの、投資信託取扱手数料の減少により役務取引等収益が減少したことに加え、株式等売却益が減少したことなどから、前年同期比80億円減少し1,563億円となりました。また、経常費用は、資金調達費用や株式等売却損が増加したものの、国債等債券売却損や貸倒引当金繰入額などの与信費用が減少したことなどから、前年同期比18億円減少し1,200億円となりました。

これらの結果、経常利益は、前年同期比62億円減少し362億円となりました。

一方、特別損失は、新たに睡眠預金払戻引当金繰入額10億円を計上しましたが、前連結会計年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額などが無くなったことから、前年同期比32億円減少し14億円の計上となりました。

また、法人税等では、前連結会計年度に計上した評価性引当額の増加に伴う繰延税金資産の取崩額が減少したことなどから税金などが減少しました。

これらの結果、当期純利益は、前年同期比14億円増加し205億円となりました。

なお、国際統一基準の連結自己資本比率は、前期比0.24%低下し、11.89%となりました。

※連結子会社等については21～22頁をご参照ください。

●主要な経営指標等の推移（連結決算）

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
連結経常収益	137,187	141,034	141,659	164,394	156,313
うち連結信託報酬	2	0	0	0	0
連結経常利益	16,237	9,933	35,291	42,492	36,254
連結当期純利益	13,384	5,227	15,997	19,132	20,560
連結純資産額	317,867	316,271	376,870	391,031	357,313
連結総資産額	5,746,856	5,822,175	5,876,864	5,886,895	5,960,025
1株当たり純資産額（円）	629.69	637.26	756.61	775.76	713.32
1株当たり当期純利益（円）	26.34	10.37	32.08	38.41	41.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
連結自己資本比率(国際統一基準)(%)	11.94	11.45	11.50	12.13	11.89
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,447	127,321	49,705	△33,488	204,776
投資活動によるキャッシュ・フロー	△110,049	△105,804	△62,675	47,510	△223,461
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,057	△13,436	△33,921	△3,258	△7,263
現金及び現金同等物の期末残高	112,597	120,615	74,051	84,838	58,743
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕(人)	3,219 (625)	3,111 (669)	3,111 (708)	3,149 (714)	3,223 (731)
信託財産額	68	51	41	25	21

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載していません。
5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国際統一基準を採用しております。
- なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載してあります。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社のみであります。